

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 21 日

各区市町村保育主管課 御中
各区市町村認定こども園主管課 御中

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課長

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（再周知）

日頃より、東京都の保育行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

教育・保育施設で発生した重大事故については、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和 7 年 3 月 21 日付 こ成安第 44 号、6 教参学第 51 号）」により、こども家庭庁への報告を都を通じて行うとともに、各施設から報告を受けた区市町村においては、消費者庁への報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこととし、これまでその運用に御協力いただいていたところです。

この度、消費者庁等から、社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について、別添 1 及び参考資料①から②のとおり再周知の依頼がございました。

つきましては、所管する施設・事業者に周知徹底していただき、報告について遺漏のないようお願いいたします。

また、重篤な事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時については、「教育・保育施設等における事故発生時の対応について（令和 7 年 3 月 31 日付 6 福祉子保第 5649 号）」に基づき、従来の取扱いのとおり発生状況及び再発防止策等について御報告をお願いいたします。

併せて、各施設からの報告があった場合には、東京都宛てに御報告くださいますようお願いいたします。

（担当）

東京都福祉局子供・子育て支援部
保育支援課保育計画担当
電話：03（5320）4128